規　則

人事院は、一般職の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―四〇―三九

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第九号中「承認」の下に「又は規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第四条第三項の規定による同条第二項第六号の休暇の承認」を加える。

第十三条第一項第一号イ中「百分の八十一以上百分の百三十以下」を「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」に、「百分の百七以上百分の百七十以下」を「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」に改め、同号ロ中「百分の七十一・五以上百分の八十一未満」を「百分の七十四以上百分の八十三・五未満」に、「百分の九十四・五以上百分の百七未満」を「百分の九十七以上百分の百九・五未満」に改め、同号ハ中「百分の六十二」を「百分の六十四・五」に、「百分の八十二」を「百分の八十四・五」に改め、同号ニ中「百分の六十二未満」を「百分の六十四・五未満」に、「百分の八十四・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の八十七以上百分の百三十六以下」を「百分の九十一・五以上百分の百四十三以下」に、「百分の百三十二以上百分の百三十六・五以上百分の二百二以下」に改め、同号ロ中「百分の七十二以上百分の八十七未満」を「百分の七十五・五以上百分の九十一・五未満」に、「百分の百二以上百分の百三十二未満」を「百分の百五・五以上百分の百三十六・五未満」に改め、同号ハ中「百分の五十七」を「百分の五十九・五」に、「百分の七十二」を「百分の七十四・五」に改め、同号ニ中「百分の五十七未満」を「百分の五十九・五未満」に、「百分の七十二未満」を「百分の七十四・五未満」に改め、同項第三号イ中「百分の八十・五以上百分の百五十以下」を「百分の八十三・五以上百分の百五十五以下」に、「百分の七十七・五」に改め、同号ロ中「百分の七十」を「百分の七十二・五」に改め、同号ハ中「百分の七十未満」を「百分の七十二・五未満」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「百分の三十超」を「百分の三十二・五超」に、「百分の四十超」を「百分の四十二・五超」に改め、同号ロ中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改め、同号ハ中「百分の三十未満」を「百分の三十二・五未満」に、「百分の四十未満」を「百分の四十二・五未満」に改め、同項第二号イ中「百分の三十二以上」を「百分の三十四・五以上」に、「百分の四十六・五以上」を「百分の四十九・五以上」に改め、同号ロ中「百分の二十八」を「百分の三十・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十七・五」に改め、同号ハ中「百分の二十八未満」を「百分の三十・五未満」に、「百分の三十五未満」を「百分の三十七・五未満」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―九七（超過勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―九七―二

人事院規則九―九七（超過勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―九七（超過勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）に基づき、平成二十三年四月一日における号俸の調整に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年二月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二八

平成二十三年四月一日における号俸の調整

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次条において「改正法」という。）附則第五条第一項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成二十二年一月一日（以下「調整対象昇給日」という。）における給与法第八条第五項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員（調整対象昇給日から平成二十三年四月一日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に俸給表の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「俸給表異動等」という。）をした職員を除く。）

二　調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同規則による改正前の規則九―八第三十七条第六項の規定による昇給の号俸数（以下この号において「期間割昇給号俸数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、規則九―八―六八による改正前の規則九―八―五七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第七項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの（次号及び次条第三号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に俸給表異動等をした職員を除く。）

三　特定期間に俸給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該俸給表異動等（当該俸給表異動等が二以上あるときは、当該俸給表異動等のうち最後にした俸給表異動等。次条第三号イ及びロにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四　前各号に掲げる職員に相当するものとして人事院が定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第二条　改正法附則第五条第一項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与法第八条第五項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一　調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、次に掲げるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に俸給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

イ　規則九―八―五七附則第五項の規定により号俸を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成二十一年十一月一日（同項に規定する特定職員にあっては、同年十月一日）前となるもの

ロ　規則一―二四（公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例）第五条又は規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第二十三条の規定により号俸を決定された職員のうち、イに掲げる職員との均衡を考慮して号俸を決定された職員